

館山特別養護老人ホーム 個人情報保護規程

(目 的)

第1条 この規程は、個人の利益を保護するため、館山特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することが出来るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

(収集の制限)

第3条 施設は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務事業の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 施設は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 処遇等を行うために必要があると認められるとき。

3 施設は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令等に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第4条 施設は、個人情報を取り扱う目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令等に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

- (3) 出版、報道等により収集に係わる個人情報が公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他、相当な理由があると認められるとき。
- 2 施設は、前項ただし書の規定により個人情報を利用するとき、又は施設以外のものに提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにするものとする。
- 3 施設は、施設以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(正確性及び安全性の確保)

- 第5条 施設は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲で個人情報を正確なものに保つよう努めるものとする。
- 2 施設は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 施設は、保有する必要のなくなった個人情報は確実に、かつ速やかに廃棄し、又は消去するものとする。
- 4 施設は、個人情報保護管理者を定め、個人情報の収集、保有、利用、その他個人情報の取扱いについて適切な管理に当たらせるものとする。

(委託に伴う措置)

- 第6条 施設は、業務の全部又は一部を委託するときは、個人情報の保護のため必要な措置を講じるものとする。

(職員の責務)

- 第7条 施設の職員又は職員であった者は、職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の開示)

- 第8条 施設は、その保有する個人情報について、当該個人情報の本人からの開示の申出があったときは、本人であることを確認したうえで、これに応じるよう努めるものとする。ただし、開示しようとする個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことが出来る。
- (1) 法令等の定めるところにより、本人に開示することができないと認められる情報。

(2) 開示することにより、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる情報。

(3) 開示することにより、施設の事務の適正な遂行に著しい支障が生じると認められる情報。

(開示の申出に対する通知等)

第9条 施設は、開示の申出があったときは、当該申出があった日の翌日から起算して14日以内に、開示の申出に係わる個人情報の開示をするかどうかを開示の申出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に通知ができないときは、この限りでない。

(自己情報の訂正)

第10条 施設は、開示をした個人情報について訂正の申出があった場合において、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、申出た者が申出に係る個人情報の本人であることを確認したうえでこれに応じるものとする。

(訂正の申出に対する通知)

第11条 施設は、訂正の申出があったときは、当該申出があった日の翌日から起算して30日以内に、訂正の申出に係わる個人情報を訂正するかどうかを、訂正の申出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に通知ができないときは、この限りではない。

(苦情等の処理)

第12条 施設は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情等については適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(委 任)

第13条 この規程に定めるもののほか、施設の保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。